

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	あさひかわ自然共生ネットワーク負担金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H14		終期	-	
予算事業名	環境保全費					(事業コード)	091101				
所管部署	環境部		環境総務課			環境保全係	電話番号	内線 5241			
交付先(団体,個人等)	あさひかわ自然共生ネットワーク										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	あさひかわ自然共生ネットワーク									
	(意図) どういう状態にしたい	市民団体等と協働し,自然と共生するまちづくりの実現に資する。									
対象事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や環境に関わる市民団体間の相互連携,交流,情報交換等を通じた活動の充実。</li> <li>・情報誌「みどりの回廊」発行,自主事業「みどりの回廊展」などによる市民向けの周知啓発活動の推進。</li> <li>・構成する各団体が行う事業に対する共催や,後援などの支援。</li> </ul>										
積算方法	年間事業計画を踏まえ決定する										
事業量指標と過去5年間の実績	① 主催事業数 単位:件					② 構成団体事業に対する共催・後援等の支援数 単位:回					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1	2	2	2	0	1	1	2	2	0	
成果指標と過去5年間の実績	① 主催事業参加者数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	794	592	374	595	0						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	58	2	2	5	5	
	市補助金	50	50	50	0	50	
	協議会負担	48	48	54	0	48	
	その他						
	収入合計	156	100	106	5	103	
	市補助率(%)	32.1%	50.0%	47.2%	0.0%	48.5%	
	支出合計	154	98	101	0	103	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越	2	2	5	5	0	
市負担額	一般財源	50	50	50	0	50	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	771	778	787	737	797	
	受益対象者数	1	1	1	1	1	
	補助金単位コスト(単位:円)	771,000	778,000	787,000	737,000	797,000	
適格性	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている</li> <li>◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない</li> <li>◆ 交付申請等が定めたとおりになっている</li> </ul>					
	団体の運営,会計処理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 会計処理が適正である</li> <li>◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている</li> <li>◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である</li> </ul> 補助対象経費を確認できる書類等の提出を求め,補助事業の適正な履行確認及び会計処理を行い,総会において監査報告が行われている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助, 終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 有(4年未満)</li> <li><input type="checkbox"/> 有(4年以上)</li> <li><input type="checkbox"/> 継続4年未満</li> <li><input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない</li> <li><input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね合致する</li> <li><input type="checkbox"/> 合致しない</li> </ul>
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 各団体が実施する自然環境に係るイベントや情報発信などの普及啓発活動によって, 自然環境の保全, 復元といった活動が推進され, 自然と共生するまちづくりに寄与することから, 不特定多数の市民に直接・間接的に効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がなく, 収益性にとぼしいため, 補助金が無くなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 市民の環境学習推進を目的とした展示イベントを実施し, これまで2,000人を超える来場者を集客できた。また, 参加団体の活動を紹介した情報誌を作成し, イベント来場者や市有施設に配布することで, 市民の関心を高めることが出来た。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1-(4)参加団体間の相互の連携, 交流, 情報交換等を通じて各団体の活動が活性化され, 長期的に取り組むことで自然と共生するまちづくりの推進につながるため終期は設定していない。また, 環境基本計画で定めている市民団体等との協働による環境学習の推進や生物多様性の保全に関する施策と関連性が深く, 市の連携先としての必要性も高い。		

4平成28年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	あさひかわ自然共生ネットワーク負担金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	創意工夫による更なる活動の活性化
解決に向けた取組	自然と共生するまちづくりの推進に向けた各団体の活動の更なる活性化につながる効果的な事業計画を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	H18年度以降毎年負担金の見直しを行ってきた結果, H14年度の設立当初の4分の1の負担金額となった。これ以上の減額は活動の性質上, 存続に関わることになるため, 現行どおり継続とする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市生物多様性保全推進協議会負担金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H24		終期	-	
予算事業名	生物多様性保全費					(事業コード)	091102				
所管部署	環境部		環境総務課			環境保全係	電話番号	内線 5241			
交付先(団体,個人等)	旭川市生物多様性保全推進協議会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	旭川市生物多様性保全推進協議会									
	(意図) どういう状態にしたい	外来種による生態系への影響を抑制し, 次世代に引き継ぐこととなる豊かな自然環境を保全する。									
対象事業等の内容	生物多様性の保全を目的としたアライグマ及びウチダザリガニ等の防除及び調査を行うほか, 協議会を構成する市民団体と協働し, 外来種対策について市民への周知・啓発を行う。										
積算方法	事業実施に必要な経費のうち, 負担金交付の対象として承認した経費(予算の範囲内)。										
事業量指標と過去5年間の実績	① アライグマ捕獲(作業延べ日数) 単位:日					② ウチダザリガニ捕獲(作業延べ日数) 単位:日					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	7,338	5,795	4,645	8,787	11,146	624	766	526	766	439	
成果指標と過去5年間の実績	① アライグマ捕獲数 単位:頭					② ウチダザリガニ捕獲数 単位:匹					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	166	240	146	200	222	5,770	6,675	3,091	5,789	3,510	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	1,881	2,364	6,985	6,972	7,419	
	協議会負担	1,704	300				
	その他						
	収入合計	3,585	2,664	6,985	6,972	7,419	
	市補助率(%)	52.5%	88.7%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計	3,585	2,664	6,985	6,972	7,419	
	うち食糧費, 交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	0	0	0	0		
	特定財源	1,881	2,364	6,985	6,972	7,419	
	人件費	正職員	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5
		人工金額	7,205	7,282	7,369	3,683	3,733
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	9,086	9,646	14,354	10,655	11,152		
受益対象者数	1	1	1	1	1		
補助金単位コスト(単位:円)	9,086,000	9,646,000	14,354,000	10,655,000	11,152,000		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 補助対象経費を確認できる書類等の提出を求め, 補助事業の適正な履行確認及び会計処理を行い, 総会において監査報告が行われている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◇ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◆ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する</li> <li>■ 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助, 終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない</li> <li>□ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有</li> <li>◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 外来種の防除によって在来の生態系や生活環境の保全に寄与するため, 不特定多数の市民に直接・間接的に効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公益性が高い</li> <li>□ 公益性が高いとは言えない</li> </ul>	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該事業を行っている企業及び団体はない。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要性が高い</li> <li>□ 必要性が高いとは言えない</li> </ul>	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) アライグマ, ウチダザリガニともに捕獲数実績が増加傾向である。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 効果が高い</li> <li>□ 効果が高いとは言えない</li> </ul>	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。</p> <p>1-(2),(3)本協議会は, 本市が主体となって効果的に外来種対策を行うために市民団体に働きかけ設立したもので, 設立の経緯として負担を求めるものではない。</p> <p>1-(4)外来種対策は, 継続して行う必要があることから終期は設定していない。</p>		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市生物多様性保全推進協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	より効果的な外来種対策の構築
解決に向けた取組	協働で事業を実施している市民団体等と連携し, より効率的な捕獲体制や手法を検討していく。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	外来種対策は継続することが最も重要であるため, より一層効率的な事業の執行を目指すとともに, 継続的なモニタリング等を通じて生息分布の把握や防除効果の検証等に努めていく。
外部評価	見直し	外来種等による生態系への影響を抑える上で, 実態を把握し, 周辺自治体とも連携するなど, より効果的な取組となるよう検討すること。
2次評価	見直し	外部評価に同じ。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	狩猟免許取得支援事業補助金										
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	H30		終期	-	
予算事業名	狩猟免許取得支援費					(事業コード)	082311				
所管部署	環境部		環境総務課			環境保全係	電話番号	内線 5241			
交付先(団体, 個人等)	第一種銃猟免許を取得した個人										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	第一種銃猟免許を取得した市民									
	(意図) どういう状態にしたい	狩猟免許の取得を促進し, 鳥獣対策における捕獲の担い手を確保する。									
対象事業等の内容	狩猟免許取得, 狩猟者登録及び有害鳥獣駆除に係る銃砲所持許可に係る経費の一部を助成する。										
積算方法	・補助対象経費の1/3以内(千円未満切り捨て) ・上限25,000円										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助申請者数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
			4	6	6						
成果指標と過去5年間の実績	① 猟友会の会員で, 市内に住所を有する第一種銃猟免許取得者 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
			165	165	164						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金		94	137	139	150	
	受益者負担分		214	305	320	300	
	その他						
	収入合計		308	442	459	450	
	市補助率(%)		30.5%	31.0%	30.3%	33.3%	
	支出合計		308	442	459	450	
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源		94	137	139	150	
	特定財源						
	人件費	正職員		0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額		728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計		822	874	876	897		
受益対象者数		4	6	6	6		
補助金単位コスト(単位:円)		205,500	145,667	146,000	149,500		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱に基づき, 補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求めるとともに, 補助交付申請時に補助目的との整合性について審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する  □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◆ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)  ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) ■ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する  □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 危険なヒグマを駆除し, 安心して生活できる環境を守ることは, 不特定多数の市民に直接・間接的に効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い  □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 狩猟者の減少や高齢化が進んでおり, 狩猟者の安定的な確保は喫緊の課題である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い  □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 本市での狩猟免許取得者数に応じて北海道猟友会旭川支部の会員数が変動することとなるが, 一定期間その推移を見極めた上で効果を検証する。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い  □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。	

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	有害鳥獣による人的被害を防止するため, 捕獲等担い手を将来にわたって確保していく本制度の維持は必要であると考え
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金										
補助金の性格	団体・個人への事業費補助					始期	H21		終期	-	
予算事業名	地域エネルギー設備等導入促進費					(事業コード)	093107				
所管部署	環境部		環境総務課			環境保全係	電話番号	内線 5256			
交付先(団体, 個人等)	市内に居住している個人, 市内で事業活動をしている民間事業者										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入しようとする個人及び民間事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	本市における再生可能エネルギー等の利用を促進し, 地球温暖化対策を推進する。									
対象事業等の内容	本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入する際の導入費用の一部を補助する。										
積算方法	【R3】地中熱ヒートポンプ(補助率1/3, 上限50万円), ペレットストーブ(補助率1/3, 上限額20万円), 太陽光発電設備(補助率1/10, 上限15万円), 定置用リチウムイオン蓄電池(補助率1/10, 上限額15万円), 燃料電池システム(補助率1/10, 上限額15万円), ガスエンジンコージェネレーション(補助率1/10, 上限額8万円)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付件数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	50	53	55	23	25						
成果指標と過去5年間の実績	① 温室効果ガス排出削減量					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	87	74	99	44	48						

2 収支状況等

単位: 千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	8,047	7,102	2,893	1,978	2,090	
	協議会負担						
	受益者負担	42,892	30,959	17,968	16,658	13,910	
	その他						
	収入合計	50,939	38,061	20,861	18,636	16,000	
	市補助率(%)	15.8%	18.7%	13.9%	10.6%	13.1%	
支出合計	うち食糧費, 交際費	50,939	38,061	20,861	18,636	16,000	
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	8,047	7,102	0	0	0	
	特定財源	0	0	2,893	1,978	2,090	
	人件費	正職員	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5
		人工金額	7,205	7,282	3,685	3,683	3,733
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	15,252	14,384	6,578	5,661	5,823		
受益対象者数	53	55	23	25	15		
補助金単位コスト(単位: 円)	287,774	261,527	286,000	226,440	388,200		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
		補助金交付要綱に基づき, 補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求めるとともに, 補助金交付申請時に補助目的との整合性について審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◆ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助, 終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>□ 同一団体補助だが, 見直し設定していない</li> <li>■ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>■ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 再生可能エネルギー設備の導入促進によって温室効果ガスの排出量が削減され, 地球温暖化対策に寄与することから, 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡っている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により再生可能エネルギーの利用促進が求められており, 同法に基づき策定した旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進を図っていることから, 必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) この補助金により, 再生可能エネルギーの利用促進が図られ, 過去5か年で温室効果ガス排出量約1,160t-CO <sub>2</sub> を削減している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1-4)国は2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すとしており, 各自治体においても取組を求められている状況にある。本市におけるCO <sub>2</sub> 排出量は民生部門からの排出量割合が最も多く, カーボンニュートラルの実現には同部門でのCO <sub>2</sub> 排出量削減のための取組を継続していく必要があるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域エネルギー設備等導入促進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	再生可能エネルギー設備等の導入促進の動機付けとなるような補助率及び上限額の水準確保。設備の多様化による補助対象機器の選択肢拡大。
解決に向けた取組	社会ニーズと地域特性等を把握しつつ, 費用対効果の高い補助対象機器の選定と, 導入促進効果が期待できるような補助金額の設定に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	国は2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すとしており, 各自治体においても取組を求められている状況にある。本市におけるCO <sub>2</sub> 排出量は民生部門からの排出量が最も多く, カーボンニュートラルの実現には同部門でのCO <sub>2</sub> 排出量削減の取組継続が必要であることから, 適正な制度設計を図りながらも補助制度の維持は必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	財源として活用している環境基金の残高が減少傾向であることを踏まえ, 対象設備の条件や補助率等の補助の在り方とともに, 他の財源の確保を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)



令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金										
補助金の性格	団体・個人への事業費補助					始期	R2		終期	—	
予算事業名	地域木質バイオマス利活用促進事業費					(事業コード)	093110				
所管部署	環境部		環境総務課			環境保全係	電話番号	内線5256			
交付先(団体, 個人等)	市内に居住している個人, 市内で事業活動をしている民間事業者										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	薪ストーブを導入しようとする個人及び民間事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	木質バイオマスに対する市民や事業者の理解が促進され, 地域の森林資源の有効利用や木質バイオマスの利活用, カーボンニュートラルを促進し, 地球温暖化対策を推進する。									
対象事業等の内容	薪ストーブを導入する際の導入費用の一部を補助する。										
積算方法	薪ストーブ(補助率1/3, 上限20万円)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付件数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
成果指標と過去5年間の実績	① 温室効果ガス排出削減量					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:

2 収支状況等

単位: 千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				1,480	3,200	
	協議会負担						
	受益者負担				5,331	6,400	
	その他						
	収入合計				6,811	9,600	
	市補助率(%)				21.7%	33.3%	
支出合計	うち食糧費, 交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				1,480	3,200	
	人件費	正職員				0.5	0.5
		人工金額				3,683	3,733
	その他事務費						
合計				5,163	6,933		
受益対象者数				8	16		
補助金単位コスト(単位: 円)				645,375	433,313		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 補助金交付要綱に基づき, 補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求めるとともに, 補助金交付申請時に補助目的との整合性について審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外</li> <li>◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外</li> <li>◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象</li> <li>◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適正な負担を設定</li> <li>◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体 1/2以内</li> <li>◆ 個人 1/3以内</li> <li>◇ 個人等に対する利子補給 5%以内</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)</li> <li>◇ 奨励目的の補助, 終期を設定</li> <li>◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 有(4年未満)</li> <li>□ 有(4年以上)</li> <li>□ 継続4年未満</li> <li>□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)</li> <li>□ 同一団体補助だが, 見直し設定していない</li> <li>■ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない</li> </ul>
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有</li> <li>◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施</li> <li>◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。</li> <li>◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)</li> <li>◇ 上記以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 合致する(※左欄2項目とも適合)</li> <li>■ 概ね合致する</li> <li>□ 合致しない</li> </ul>
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 薪ストーブの導入促進によって温室効果ガスの排出量が削減され, 地球温暖化対策に寄与することから, 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行き渡っている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により再生可能エネルギーの利用促進が求められており, 同法に基づき策定した旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進を図るとしていることから, 必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) この補助金により, 再生可能エネルギーの利用促進が図られ, 温室効果ガス排出量約16t-CO <sub>2</sub> を削減している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1-4)国は2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すとしており, 各自治体においても取組を求められている状況にある。本市におけるCO <sub>2</sub> 排出量は民生部門からの排出量割合が最も多く, カーボンニュートラルの実現には同部門でのCO <sub>2</sub> 排出量削減のための取組を継続していく必要があるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地球温暖化対策に資する木質バイオマスの利活用及びカーボンニュートラルの促進の動機付けとなるような補助率及び上限額の水準確保。
解決に向けた取組	社会ニーズと地域特性等を把握しつつ, 導入促進効果が期待できるような補助金額の設定に努める。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	国は2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すとしており, 各自治体においても取組を求められている状況にある。本市におけるCO <sub>2</sub> 排出量は民生部門からの排出量が最も多く, カーボンニュートラルの実現には同部門でのCO <sub>2</sub> 排出量削減の取組継続が必要であることから, 適正な制度設計を図りながらも補助制度の維持は必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	再生資源回収奨励金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H10		終期	-	
予算事業名	再生資源回収促進費					(事業コード)	092105				
所管部署	環境部 廃棄物政策課		ごみ減量係			電話番号	内線5229				
交付先(団体,個人等)	再生資源回収活動を実施する市民団体										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	市民団体									
	(意図) どういう状態にしたい	ごみの資源化・減量化を推進するとともに, 再生資源の利活用を図るため, 回収活動を安定的に実施する。									
対象事業等の内容	市民団体が行う再生資源回収活動										
積算方法	・紙類: 回収量(kg) × 3.5円 ・びん類, 布類: 回収量(kg) × 5円 ・金属類(アルミ缶・スチール缶): 回収量(kg) × 3円										
事業量指標と過去5年間の実績	① 集団回収量 単位:t					② 資源回収団体数 単位:団体					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	10,581	10,361	9,857	9,288	8,301	934	937	939	929	920	
成果指標と過去5年間の実績	① ごみ排出量 単位:t					② リサイクル率 単位:%					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	105,202	106,243	107,370	106,820	107,132	23.3	22.8	22.2	21.3	20.8	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	41,375	34,530	32,522	29,056	31,174	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	41,375	34,530	32,522	29,056	31,174	
市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
支出状況							
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源	41,375	34,530	32,522	29,056	31,174	
	人件費	正職員	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		人工金額	5,764	5,826	5,895	5,893	5,973
	臨時・嘱託/会計年度任用職員	227	242	259	310	322	
	その他事務費	430	332	321	319	354	
合計	47,796	40,930	38,997	35,578	37,823		
受益対象者数	937	939	929	920	935		
補助金単位コスト(単位:円)	51,010	43,589	41,977	38,672	40,452		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		◇ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
		旭川市再生資源回収奨励金交付要綱に基づき, 助成金を支出している。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	□ 概ね合致する
	(2)受益者負担	◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 合致しない
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致する
	(3)補助率の参考基準	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	□ 合致する
		◇ 団体 1/2以内	■ 合致しない
	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 個人 1/3以内	□ 有(4年未満)
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 有(4年以上)
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 上記以外	□ 継続4年未満
		◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外)
2公益性	◇ 奨励目的の補助, 終期を設定	□ 同一団体補助だが, 見直し設定していない	
	◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	■ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない	
3必要性	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
4効果	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
5その他	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致しない	
	◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2公益性	◇ 上記以外		
	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
3必要性	団体が実施しなければ, 本来, 市が収集経費をかけて実施すべきものである。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市民のごみに対する意識の向上のほか, 市民団体等の活動の充実や住民同士のコミュニケーションの場が増えるなどの二次的な効果もあり, 地域コミュニティの形成や地域活動の促進からも有意義な制度であると考え。また, ごみの減量化及び資源化施策として効果的であり, 補助事業の必要性が高い。	■ 必要性が高い	
5その他		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
6全体的評価	本市のごみ総排出量(約11万5千トン)のうち, 約8千トンが再生資源回収であることなどから, ごみの減量化及び資源化に対する市民意識は向上しており, また, 直接ではないが, 市全体のごみ処理コスト削減につながっている。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
7その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		
	本事業は, 再生資源の回収量に応じて奨励金を交付するものであることから, 交付基準の事業費又は運営費には該当しないが, 再生資源の回収を事業費に当てはめて評価した。1-(1)回収量に応じた奨励金 1-(2)逆有償による場合を除き受益者負担の金銭的負担はない 1-(3)対象:団体 補助額:回収量×補助単価 1-(4)市民団体にとって奨励金は活動原資として予定されているものであり, 仮に終期を設定すると活動団体に与える影響が大きく, 終期の設定になじまない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	再生資源回収奨励金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	補助金の必要性について改めて検討すること。また, 継続する場合は補助単価の適正化や事務手続きの簡素化について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成29年度	検討の結果, 上記3の評価記載のとおり必要性を認め継続とした。補助単価については一部変更の見直しを行った。事務手続き簡素化については, 申請媒体をエクセルシートの配布とすることにより申請者の利便性を図るとともに事務作業を省力化し, 臨時職員の減(2名→1名)を行った。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	減少傾向にある集団回収量を維持・増加させていくために, 登録団体数を増加させていくことやさらなる意識の向上を図ることが必要である。
解決に向けた取組	スポーツ協会や学校等へ働きかけ, 登録団体を増やしていくとともに, 資源回収に対する意識啓発を図っていく。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	ごみの減量化及び再資源化に有効であり, ごみ処理費用削減につながる公益性の高い事業であることから, 問題解決に向けた取組や対応の検討を行いながら事業の継続を行うこととする。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	浄化槽設置整備事業補助金										
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	H9		終期	—	
予算事業名	浄化槽設置整備費					(事業コード)	092202				
所管部署	環境部		廃棄物処理課			浄化管理係	電話番号	内線 5221			
交付先(団体,個人等)	合併処理浄化槽の設置を行う個人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	公共下水道整備及び農業集落排水整備区域外の住民を対象とする。									
	(意図) どういう状態にしたい	合併処理浄化槽を設置し,生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止する。									
対象事業等の内容	個人住宅の合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し,下水道未整備区域に合併処理浄化槽設置を進める。										
積算方法	・5人槽 528千円(国庫352+176(市加算352×0.5)) ・7人槽 661千円(国庫441+220(市加算441×0.5)) ・10人槽 882千円(国庫588+294(市加算588×0.5)) ・単独処理浄化槽設置撤去費 90千円(国庫90+0(市加算0))										
事業量指標と過去5年間の実績	① 浄化槽設置基数					②					
	単位:基					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	13	16	18	16	15						
成果指標と過去5年間の実績	① 生活排水処理率					②					
	単位:%					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	95.0	95.1	95.2	95.4	95.6						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	8,714	10,347	9,027	8,409	8,409	
	受益者負担	11,653	13,562	12,886	12,888	12,888	
	その他						
	収入合計	20,367	23,909	21,913	21,297	21,297	
	市補助率(%)	42.8%	43.3%	41.2%	39.5%	39.5%	
	支出合計	20,367	23,909	21,913	21,297	21,297	
	うち食糧費, 交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	5,965	8,733	7,119	6,530	6,530	
	特定財源	2,749	1,614	1,908	1,879	1,879	
	人件費	正職員	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		人工金額	5,764	5,826	5,895	5,893	5,973
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
その他事務費							
合計	14,478	16,173	14,922	14,302	14,382		
受益対象者数	42	63	39	45	48		
補助金単位コスト(単位:円)	344,714	256,714	382,615	317,822	299,625		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
		補助金交付要綱に基づき, 補助事業に要する経費の証拠書類の提出を求めるとともに, 補助金交付申請時に補助目的との整合性について審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する  □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する  ■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)  ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する  □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 下水道区域外における, 合併処理浄化槽の設置により, 未処理のまま公共水域へ排出される生活排水等の汚水が減少し, 結果として, 水質汚濁の防止に寄与することから, 公益性が非常に高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い  □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 合併処理浄化槽の設置費用の負担を軽減するための補助を継続することにより, 設置の促進が図られ, 生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与することから, 補助の必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い  □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 合併処理浄化槽を設置するに当たり, 補助金を利用することにより, 設置希望者の経済的負担を軽減し, 設置促進に寄与しており, 生活排水処理率の向上につながっている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い  □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1-(3) 浄化槽への切替を促進するため, 設置する浄化槽の人槽によって定額の補助金を設定しているため。 1-(4) 下水道区域外に約2,000件のし尿汲み取り, 単独処理浄化槽世帯があり, 全世帯解消を目指し補助を行っているため。	

4平成28年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	浄化槽設置整備事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	既存の汲み取り・単独処理浄化槽設置世帯に対して, 合併処理浄化槽の更なる普及促進を図る必要がある。
解決に向けた取組	戸別訪問等の実施やホームページによる周知を行うなど, 引き続き普及啓発活動に務める。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	生活雑排水による河川の水質汚濁防止のため, 合併処理浄化槽は非常に有効であるが, 設置費用が高額なため, 本補助金の必要性は高いと考える。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)